

政策評価調書(25年度実績)

政策名	安全・安心な暮らしの確立	政策コード	I-6	関係部局名	生活環境部、福祉保健部、農林水産部、土木建築部、教育庁、警察本部
-----	--------------	-------	-----	-------	----------------------------------

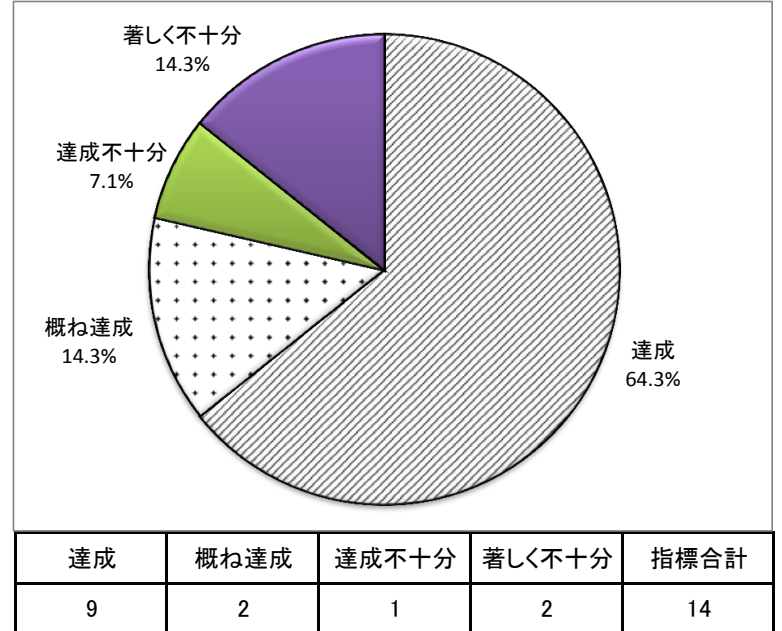
【Ⅰ. 政策の概要】

地域住民との協働による犯罪に強い地域社会の形成、県民総ぐるみの安全で快適な交通社会の実現、食に関する適切な情報提供等による食の安全・安心の確保、消費生活の安心や生活衛生の向上、食育を通じた人づくり・地域づくりなどを進める。

【Ⅲ. 政策を構成する施策の評価結果】

	施策名	指標評価	総合評価
1	犯罪に強い地域社会の形成	達成	A
2	安全で快適な交通社会の実現	概ね達成	B
3	食の安全・安心の確保	達成	A
4	消費生活の安心や生活衛生の向上	概ね達成	B
5	食育を通じた人づくり・地域づくりの推進	概ね達成	B

【Ⅱ. 構成施策の目標指標の達成状況】



【Ⅴ. 政策を取り巻く社会経済情勢・今後の動向】

巧妙化・広域化・多様化する犯罪に迅速かつ的確に対応できる警察体制の強化を図るとともに、県民を犯罪から守る警察活動の推進や、県と県民、事業所、地域等が一体となった地域安全活動の展開が必要となっている。併せて、犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的・経済的な被害を受けた人や、被害にあった家族等への支援活動も重要である。

交通事故死者数が増加に転じる中、依然として脇見運転や安全不確認など、基本的なルールを守らないことが原因の半数以上を占めるほか、被害者の約6割を高齢者が占めており、現状分析に基づいた対策が必要である。

近年、食品流通の広域化、国際化の進展等により、輸入食品や多種多様な食品が流通しており、外食産業の増大や健康、安全志向の高まりなど、食生活は多様化している。このような中、食の安全を巡る問題も多様化してきており、これらへの対応が求められている。

国際化や情報化社会の進展に伴い、新しい商品・サービスの登場による事故や健康被害の発生、高齢者や若者を標的とした悪質商法、インターネット取引によるトラブル、メール・携帯電話による不当請求など、消費者問題は複雑化・多様化・深刻化しており、一層の消費者被害防止対策、消費生活相談体制の整備・充実が求められている。

【Ⅳ. 評価が著しく不十分となった指標】

指標名	達成率
消費生活センターを設置する市町村の割合	79.9%
<著しく不十分となった理由>	
市町村課長会議や市町訪問を通じて、センター設置の必要性を説明し、設置を要請するとともに、3市(中津・日田・佐伯)において相談員(有資格者)を養成し、相談体制整備を支援したが、センター設置に至らなかった。※H26.4.1に2市(中津・臼杵)がセンター設置。	
「健康応援団」登録店舗	65.9%
<著しく不十分となった理由>	
25年度の登録基準見直しによる更新辞退(基準に合致しない)店舗が増加した。	